

第7回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

宮城県協議会

日 時：平成29年8月29日（火曜日）

13：30～

場 所：（公社）宮城県トラック協会 3階会議室

◎開 会

【司会 田口】

皆様、お待たせいたしました。

ただいまから第7回トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮城県協議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席くださりましてまことにありがとうございます。

私は、事務局を担当します宮城運輸支局輸送監査部門の田口と申します。本日の司会進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本協議会の委員の方々のご紹介でございます。

皆様のお手元に委員名簿、出席者名簿、配席図をお配りしております。ご紹介につきましては、今回より変更になりました委員の方及び代理出席の方のご紹介とさせていただきます。

初めに、人事異動等により新たに委員にご就任いただきました、宮城県経営者協会事務局長の星 幸一様です、宮城労働局長の北條憲一様です。

そのほかに、仙台商工会議所中小企業支援部次長 相田雅博様、東北経済産業局産業部長 佐久間恵二様が新たに委員とされましたが、本日は業務の都合により欠席されております。

次に、委員の方が業務の都合で、代理による出席となっている方のご紹介でございます。

日本製紙株式会社石巻工場上野委員の代理で、安藤様にご出席いただいております。

全日本運輸産業労働組合宮城県連合会佐々木委員の代理で、佐久間様にご出席いただいております。

東北運輸局尾関委員の代理で、中屋敷自動車交通部長に出席いただいております。

なお、古川貨物株式会社千葉委員におかれましては、業務の都合により欠席の報告をいただいております。

以上、出席者の紹介とさせていただきます。

◎挨拶

【司会 田口】

それでは、宮城県協議会の開催に当たりまして、北條宮城労働局長よりご挨拶を申し上げます。

【北條宮城労働局長】

ただいまご紹介いただきました、北條と申します。4月から労働局長を拝命しております。よろしく申し上げます。

本日は、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それから、労働行政につきましては日ごろからご理解、ご支援を賜っているところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

労働行政分野におきまして一番重要な課題は今、働き方改革であります。特に、過重労働の撲滅、長時間労働の是正ということが大きなテーマになっているわけであります。これが安倍総理のリーダーシップのもとで、労働行政のみならず政府一丸となって、国を挙げてやっぴこうと、そういう取り組みの実行ということになっております。

次の秋に国会がまた予定されておまして、臨時国会で労働基準法等の改正が予定されております。その中で、既に働き方改革の関係で労使合意している案件、つまり基準法の改正の案件、多分通るのではないかとと言われておまして、中身はご承知のとおり、今までガイドラインで定められていた勤務時間の超過勤務の上限、ガイドラインのものを、法定の義務にしていくと。罰則付きの義務にしていくというような改正が見込まれているわけであります。今まで月45時間、年360時間という話でありましたけれども、これが今まで法律上の義務というわけではなくてガイドラインにすぎなかったものが、強行規定になっていくということでありますから、労働基準法70年の歴史の大転換と言ってもいいのかもしれない。

ただ、自動車運転手につきましては猶予措置と申しますか、5年後に月80時間、年960時間でやっぴこうと。その後、一般規制を目指してやっぴこうではないかという流れになっているわけでありまして、いわば猶予期間ということではないかというふうに思います。

こういう猶予期間があるということについて、ここで私ども考えなければいけないことがあります。

どの企業も人手不足でありまして、ハローワークにいらっしやる求人者の方、口々に人が集まらないと、求人募集をかけてもなかなか人が集まらないと、お悩みを言っぴこうしやいます。そういう中で、人手不足ということでありますと、業務量はそれなりにありますので、既存の社員の方にしわ寄せがいく。そういった方々の長時間の労働につながっているという現状になるわけです。

政府全体で長時間労働を是正しなければいけないと言っぴこうしている中で、人手不足の中でなかなかそれがうまくいかないと、そういうジレンマを各企業とも抱えていると、そういう状況では

ないかと思えます。

労働者の側は、今やいろんなネットの情報が飛び交っておりますので、あそこの会社は長時間だぞという情報がすぐ伝わってしまいます。そうしますと、長時間労働の会社になかなか人が集まらない、人手不足だと、長時間労働だと。そういった悪循環に陥ってしまうわけであり

ます。

各産業、各企業とも、この長時間労働の是正の競争のモードに今入ってきていると。イコール、人手不足対策、人材確保の競争に入っているわけでありますので、そういう競争モードの中で、このトラック、自動車運転手の方々の長時間労働が、猶予措置とはいえ、少しおくらせてしまうということは、これはラッキーと思うわけではなくて、その間に私どもがやらなければいけないことがたくさんあるのではないかと、そういうことを申し上げたいわけです。5年後にしっぺ返しがないように、今やっておかなければいけないことがあるのではないかと、そういうことでもあります。

そういう背景事情から考えていきますと、この本協議会の果たすべき役割、期待というものは大変大きいものだというふうに私は思っております。

このトラックドライバーの労働時間の抑制につきましては、一事業者がやれるということも限界があるわけであります。業界全体で考えなければいけないと。荷主さんの理解がなければ当然うまくいかないということがあると思えます。一部ではいろんなIT技術を駆使してネットワークを組んで情報を共有することによって、できるだけドライバーの労働時間を短くしようという試みも出てきているわけでありますけれども、いろいろな創意工夫をしながら長時間労働の是正というものを図っていかないと、しかもこの業界全体でこれを減らそうという機運がないと、一事業者だけではうまくいかないわけであります。

こういう背景を、皆様よくご承知のことかと思えますけれども、いま一度ご理解いただきまして、本日は忌憚のない意見交換があり、中身のある会議となるように期待いたしまして、私のほうからは、簡単でありますけれども、一言とかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【司会 田口】

ありがとうございました。

それではまず、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認と、1点ご報告がございます。

まずご報告ですが、本日も協議いただきます対象集団につきましては、事業者より非公表としてご協力をいただいておりますので、本日の資料等の取り扱いにつきましてもご留意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認に移らせていただきます。

まず、議事次第。議事次第の下のほうに配付資料ということで記載させていただいておりますが、そのほか、委員名簿・出席者名簿、配席図。

続きまして、資料1。こちらが非公表、取扱注意の書類になっておりますが、平成29年度パイロット事業対象集団について（案）でございます。

続きまして、資料2、「パイロット事業」実証実験の進め方。

資料3、荷主実態調査等の実施について。

続いて、参考資料1、平成28年度パイロット事業（実証実験）の実施結果。

参考資料2、平成29年度パイロット事業（実証実験）の実施集団選定状況。

参考資料3、トラック運送業の適正運賃・料金検討会について。

参考資料4、荷主勧告制度の運用の改善。

参考資料5、荷待ち時間の記録義務付けについて（省令改正）。

参考資料6、中継輸送の実施に当たって（実施の手引き）。

以上となっておりますが、不足等はございませんでしょうか。

そのほか、机上に宮城労働局様からの「働き方改革」のすすめということで、一連のパンフレット、リーフレットを置かせていただいております。

以上、不足等がないようでございますので、これより議事に入ります。

本会議の議事進行につきましては、規約第3条により、進行を徳永座長にお願いいたします。徳永先生、よろしくお願いいたします。

◎議 題

（1）平成29年度パイロット事業の対象集団について

【徳永座長】

それでは、次第に従いまして進めさせていただきますが、若干一言だけ挨拶をと言われていたものですから。

この会議、3年目ということになりますが、今年度初めてということで、初めての委員もおられるわけですが、なかなかこの取引環境・労働時間の改善、喫緊の課題となっているわけで、

とはいえ、なかなか日頃の業務の中で、荷主さんとの関係の中で、急にこれを改善しろといっても、なかなか事業者同士の中ではできにくいというところで、パイロット事業という形でいろいろといい事例をつくって、それを浸透させていければということでやらせていただいておりますが、昨年度、パイロット事業ということで一定の成果は出せたのかなということではございますが、まだまだどの企業に対しても、ぜひこういう事例があるからこういう形で一緒に取り組みませんかという形までには達していないというところなのかなと思っております。何せこういう改善に向けては発注者と受注者という関係、それを超えて、やはり一緒に検討していけばお互いによくなるということがあるといことがしっかり可視化されないと、なかなかその交渉すらやっていけないのかなというところでございます。

今年度、また新たにパイロット事業ということをもたやっていくわけですが、その中でまたよりよい事例というものがつくれていければと思っておりますので、お集まりの皆様方から忌憚のないご意見、いいアドバイスをいただきながら進めていければなと思っております。

それでは、議題の1でございますが、29年度のパイロット事業の対象集団について、事務局よりご説明をお願いいたします。

〔事務局より資料1説明〕

【徳永座長】

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

ご説明の中にもありましたように、選定に時間がかかったといいますか、交渉のところで大変ご苦労があったらと思うのですが、昨年度も一緒ですけれども、この協議会として取引環境・労働時間改善というのはよいのですが、そのパイロット事業としてこの取引環境・労働時間改善のパイロット事業というような言い方をしてしまうと、どうも今はよくないよね、ということを行っているように聞こえてしまいかねないのかなと。それもなかなか候補選定で苦労される一端なのかな、などと思ったりしているのですが、そういう意味では、やはりお互いによくするためにどうしていくかという、それをどちらかが努力するというのではなくて、一緒にやってみようという意味で、これの前身に当たるのかどうかわかりませんが、以前パートナーシップ会議というふうな言い方をしていたのですけれども、何かそういう言い方というのは荷主さんたちにとって、あるいは運送事業者さんにとってもマイルドな感じで受け取れるようなネーミングを考えていただいたほうがいいのではないかなと。今後も続

けていくならというところですが、昨年も思っており、全国的な動きの中でという話になると
思いますが、私の個人的な感想を言わせていただきました。

その他、いかがでしょうか。

では、この後実験の進め方ということがありますので、そこでまたご質問等、ご意見等いた
だければと思いますので。

(2) パイロット事業の進め方について

【徳永座長】

それでは、次の(2)のパイロット事業の進め方のほうのご説明をよろしくお願いいたしま
す。

[事務局より資料2説明]

【徳永座長】

ありがとうございました。こちらにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしく
お願いいたします。

よろしいでしょうか。次回協議会のときに、具体的な実験内容について説明、提案がある
ということがございますので、そこでまた皆様方から、よりこうしたほうがよくなるよというア
イデアをさらに出していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをい
たします。

では、よろしいでしょうか。

(3) 荷主実態調査について

【徳永座長】

それでは、(3)の荷主実態調査について、ご説明のほうよろしくお願いいたします。

[事務局より資料3説明]

【徳永座長】

こちらにつきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

具体的に、調査対象数というのはどれぐらいになりそうかというのわかりますか。

【事務局 田島】

調査対象数については、予定としては30社から50社程度を対象として調査のほうを実施したいと考えております。

【徳永座長】

これは、全国一斉に同じもので実施される調査ですか。

【事務局 田島】

調査につきましては、東北6県で行う調査ということになっております。

【徳永座長】

いかがでしょうか。内容的にガイドラインですとか改善告示というあたりが中心なのかなと思います。多分、後でご説明があるのかと思いますけれども、標準約款ですかね、運賃、料金のところ。そこら辺というのは恐らくほとんど認識はないと思いますが、こういう機会を通じてそれをPRしていくというふうな、アンケートというのは実はそういう使い方もあると思っていますのだけれども、そういうあたりというのは今回は考えてはいないということでしょうか。

【事務局 田島】

この調査の流れの中で標準運送約款の改正についてというPRというかについては今のところ考えておりません。標準運送約款のところにつきましてはこれからご説明さしあげる参考資料の中での報告という形でもよろしいでしょうか。

【徳永座長】

はい。冒頭、少し最初にお話しさせていただいたパートナーシップというあたりですが、やはり荷主さんにとってこういうことに取り組むインセンティブという、コストダウンが図れるというところが一番大きいだろうと、そのためには、今見えていないそういう附帯だったり待ちであったり、そういうところにも本当はコストがかかっているんですよとい

うところを、その認識を広げていかないと、なかなかこれ、輸送という部分だけで何とかできるという話ではないだろうなと思っているものですから。これに限った話ではないですが、いずれそのところを、やはり理解を深めていただくという取り組みが欠かせないと思っていますので、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このスケジュールでアンケートといいますかヒアリングを実施いただき、それを今後どう生かしていくかというところについて、またご意見等いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(4) その他

【徳永座長】

それでは、(4)がその他でございますが。その他、よろしく願いいたします。

[事務局より参考資料1から6説明]

【徳永座長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたら。庄子さん。

【庄子委員】

庄子運送の庄司と申します。座長からも触れていただきましたし、ただいまの事務局の説明でもありましたとおり、8月4日に標準貨物自動車運送約款が改正されて、11月4日から施行されるというふうになりました。改正点は説明にあったとおり、荷物の空間的移動サービスである、その対価である運賃と、それに付随しながら、それとは明確に積み込み、荷下ろしあるいは荷下ろし待ち、こういった作業を、時間を明確に区分したことにあります。

私は以前にこの協議会の中でも、待機時間を短縮するとはいっても、その待機時間が発生したときに、その労働時間であるその時間に対する対価というものを、やっぱり荷主がきちんと支払うような仕組みがないと、単に交渉によって解決しようと思っても、これは無理ではないですかという発言をさせていただいたと記憶しております。

荷主さんが意識しているかどうかは別にして、ドライバーが労働として行う作業には対価が

必要なのだと、それを明確に定義していただいたということでは大変大きいことだというふうには私は思っています。ただ、この運送約款を我々事業者が採用したからといって、荷主さんが自動的にその料金を払ってくれるとは思ってはいません。あくまで我々個々の事業者が荷主さんと交渉していかなければいけないというわけですが、国交省を初めとした行政の皆さんにはこの運送約款の改正を、荷主団体レベルでとどめることなく、個々の荷主に至るまで周知をしていただきたいというふうに思います。

荷主の皆さんにも、こういった時間などの対価をただ支払って終わらせるということではなくて、料金をいただくこと自体が我々の目的ではないわけで、やはり時間そのものを減らすと、それが結果として荷主さんにも我々事業者にとってもメリットがあるんだ、トータルコストをお互いに知恵を絞って減らしていきましょうという形での交渉に持っていきたいわけですので、協力をお願いしたいというふうに思います。

私が危惧しているのは、真面目になってこういった交渉を荷主さんのところに持っていったときに、荷主さんの側からそんなこと言うのはおまえのところだけだと、ほかにも運送会社はあるんだぞというような脅しを受けたことも、私も何回もあります。人手不足のこの環境の中で、そういった脅しを受けたときに、結果としてその荷主さんがこれまでと同様にその運送サービスを受けられるかどうかというのは、それは別な問題かもしれませんが、やはり真摯に、お互いに解決を探っていければなというふうに思います。

逆に言って我々事業者の側も、これは、交渉力が弱いのはどうしてもその事業者数が多過ぎるせいということもあります。これを改正するために、業界の中で意見が、コンセンサスがとれているわけではありませんけれども、やはり標準以下の事業者には市場から退出していただくようなシステムが必要だと、私個人的には思っています。端的に言って、本来支払うべき社会保険料を払わないとか、安全に対するきちんとした体制がとれていないとか、そういった事業者に対しては退出を促すようなシステムが必要ではないか。業界の一部の意見として、やっぱり事業許可の更新制ということをおっしゃる方もいます。何年かごとに事業許可を受けた事業者を評価して、レベル以下のところについては退出してもらおうと。そういうシステムもやはり検討すべきだろうと、この部分については業界全体の意見はありませんけれども、必要なことなのかなというふうな考えを持っています。

そうした意味でも、この協議会でもパイロット事業、事業者の選定については、事務局の皆さん、大変ご苦労なさったと思います。ですけれども、本質的なところは、やはりそういった部分をお互いにあからさまにして、きちんと協議をして、行政の側にもそれを認めていただく

という姿勢が必要なのではないかというふうに思います。以上です。

【徳永座長】

ありがとうございます。この場でご回答をとということではなくてよろしいですね。

まさに、代表しておっしゃっていただいたかと思います。その中でやはり、その業界内でもまだきちんと意思統一されているわけでもないというところも、実はなかなか根が深い問題でして、例えばそれで、私なんかそうですけれども、適正な運賃を取りましょうということ業界で相談して一斉に値上げということになると、公正取引委員会からそれはいかんというふうに言われたりとか、そこら辺も何かやろうとしていることが何かうまく回っていかないということになりがちな業界でもありますので、そのあたりをいろんなところから理解をさせていただいて、しっかり必要な場合には指導をいただくというようなところでやっていただければなど、私からもお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【石井委員】

交通労連という労働組合の石井と申します。本日、運輸労連の佐々木さんが所要でお休みとうことですので、実は働き方改革の中の労働時間の短縮ということを、労働組合側とすればすぐうれしく思いながら取り組んでおります。交通労連の委員長が言うべきものではないですけれども、運輸労連さんでは時間短縮のための署名活動ということで、ナショナルセンターの連合を通じて100万人署名活動というのをやっています。労働時間短縮をする運動については大変うれしいことですが、交通運輸産業については5年の、よく言えば猶予措置、悪く言えば引き延ばしと言いますか、そう捉えがちでありました。何で5年間、一般組合員ではです、待つんだらうみたいな論議も実はあったことは確かでございます。やっぱり労働組合とすれば、労働者を守る立場からすると幾らかでも労働時間を短縮して、有能な人材が入社してくるということが私の使命でございますので、そういった署名活動を今、行っているということをお知らせだけしたいなと思いました。

それからパイロット事業につきまして、今回から新しく選定をされまして実行していくのですが、昨年度、実際にパイロット事業を実行して、今、本当に改善されたのかと。いい方向に向かっているのかどうかということが、わかる範囲で、教えられるならば聞きたいなと思ったので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【徳永座長】

パイロット事業のフォローアップと申しますか、そちらについて、もしわかっているならば、よろしく申し上げます。

【事務局 田島】

それでは事務局のほうから、ただいまの昨年度の実証実験のその後というところにつきましては、後ほど回答させていただければと思います。

【徳永座長】

どの程度それを成功事例と考えていただけているかどうかというところと関連するわけですが、パイロット事業、実験だからということだけではなく、できればその取り組みが、そのやった取り組み自体でなくてもいいと思いますが、いずれ何かその改善する動き、別のやり方でもいいですが、そういう動きに発展しているかどうかというところが重要だと思いますので、ぜひフォローアップをしていただければと思います。

その他、いかがでしょうか。どうぞ。

【菅原委員】

東北経済連合会 菅原でございます。どうぞよろしく願いいたします。確認ということで、事務局のほうにお願いできればと思います。先ほど徳永先生のほうからも、よい事例を広く波及していくという意味でパイロット事業の実施結果、参考資料1でもございますけれども、多分しっかりと周知の活動はなさっていると思いますが、こういった形で周知されているかというのを改めて教えていただければなと思います。本当に波及させる意味で、広く皆さんにお伝えしたほうがいいだろうなということで、確認でございました。

【徳永座長】

とりあえずホームページ上で公表など、ある程度公表はされていると思うんですが、やはり一般の事業者さん、荷主さんにとってはよりわかりやすい形と、目にできるものがあればいいんだと思いますが。

【事務局 田島】

まず、昨年度の実証実験の結果につきましては、URL載せておりましたけれども、そちらのほうでホームページで公開しているという形になっておりまして、今後のスケジュールとしては、こちらの実証実験を踏まえて、今年度、あと来年度において、宮城県であれば宮城県なりの結果を踏まえてガイドラインを作成するという形になって、そのガイドラインという形で全国の、こういうことをやるとこんなふうに拘束時間を削減できたよと、イメージ的にはそういう形になるだろうと思いますが、そういったガイドラインを協議会で策定させていただいて、それを中央で取りまとめて、1つのガイドラインとして展開していくというような流れとなっております。

【徳永座長】

よろしいですか。

【菅原委員】

せっかくこういう形でペーパーもございますので、ホームページを見てください、そのホームページを見るということについて、掲載していますよということについて伝える、見ていただくというのを、ガイドライン作成の間というか、今あるものについてはそのほうがいいのかと思います。

【徳永座長】

いずれガイドラインにしてもそうですし、こういうページがありますよというだけではなかなか見ていただけないというのが現実ですので、そこをいかにインパクトあるような形で広報していくかというところが、やはり大きな課題だろうというふうに思いますので。全国での動きということにもなると思いますが、宮城県は宮城県としてということもありますが、当方のパイロット事業だけからではなかなかほかの事業者にとって参考になる事例になるかどうかというところもありますので。

それから、ガイドラインというやり方も、一々全部追っかけていかないと、結局何をやっていいかわからないということにもなりかねないと思いますので、そのあたりの広報の仕方というのはいろいろ検討いただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【佐久間委員代理】

運輸労連の佐久間と申します。先ほど、交通労連の石井委員長のほうから先にちょっと言われてしまいましたが、運輸労連として物流をとめないための時間外労働の上限規制の適用を求める請願署名ということで、秋の臨時国会に何とか間に合わせたいということで、今取り組みをちょっとしているところでございます。その内容について、先ほど北條局長からも述べられましたが、働き方改革ですね、実務者会議の中での時間外の上限規制、この取り組みの中身でございますけれども、確かに5年遅れと、ただしその中に休日労働、これが別枠になっているというところがありまして、要するに現行の労働基準法と何ら変わらないと、そういうふうな水準になっているということで、我々としてはこのままでは物流がとまってしまうのではないかと、そういった危惧をちょっと持っているということで、連合さん初めたくさんの皆さんに、運輸労連だけでは13万人しかちょっと組織がないものですから、何とか100万人を集めるような、そういった取り組みをしているということでご紹介をさせていただきたいと。

その中で、当然長時間労働を是正すれば、我々トラック運送業者の賃金が減ってしまうということでございますので、それとあわせてその請願書の中には長時間労働の改善に際して生活できる賃金の確保に向けた施策の推進ということも今後として入れております。ここにも、先ほどの参考資料の3にもトラック運送業の適正運賃料金検討会ということで、第4回ですかね、会合されているということで、我々としてはこれに大変期待をしているということでございます。請願書の中身についてはそういうふうな取り組みをしているというところでございますので、ご披露させていただきたいと。

それで1点、ちょっと勉強不足で教えていただきたいのですが、参考資料3の待機時間料の関係ですが、対価としてあるわけですがけれども、積込みと取卸しというのはイメージできますけれども、待機時間料を実際に計算する場合にどういったイメージなのか、もし本日わかれば、教えていただきたいと。

【徳永座長】

支局さんのほうということになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

【事務局 田島】

待機時間料の取り方ということでしょうか。

【佐久間委員代理】

どういうふうに、何をもとにして計算をするのか、誰が計算するのか、その始めと終わりというのはどういうふうになっているかという、そういった具体的な算出根拠みたいなことを教えていただきたいなど。

【事務局 田島】

待機時間料というのが33条の3項というところから出てきますけれども、ここに関しましては積み込み、取卸し、あとは附帯作業を行う場合に待機した時間というところしか確認はしていませんでした。

【徳永座長】

おそらく具体的にこういうふうに計算して取りなさいというところまでは詰めていないと思いますが、現実問題としてなかなか難しいところですよ。要は到着予定時刻というのをどう設定するかとか、それに伴う、逆に渋滞にはまればここは待ち時間が少なくなってしまうわけですから。あるいは絶対遅れないための安全時間をどれだけ見込むかとか、そういうことの中で、この待ち時間というのをどう設定するかという、現実問題的にはすごく難しいと思います。積み込む前の待ち時間というところもしかりで、向こうに何時に着くというところから、その事業者さんの車庫を何時に出発してくださいというところまで荷主が指示する、コントロールするとは思えないわけですから、そういう意味で、そういう料金設定していいよということにはなっているけれども、それをどう具体的にとるかというところは相当研究が必要なのではないかなと、私の感想ですが。そのあたりも今後検討されていただけるといいかなというところは、期待はしておりますけれども。もし動向がわかれば、またご報告いただければなというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。持ち帰って、改めてじっくり読んでみて、またよくわからないということがあれば、また事務局のほうへ問い合わせいただければというふうに思いますけれども。とりあえず、この議事の中では以上とさせていただきますと思います。

あと、(4)のその他は終わりで、4のその他がありますが、こちらはいかがでしょうか。

【事務局 田島】

4のその他でございますけれども、次回協議会の開催予定のご連絡でございます。

次回の協議会につきましては、10月から11月ころを予定しております。開催日程等が決まりましたら、また改めてご通知させていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【徳永座長】

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ以上ということで、長時間ご協力いただきましてありがとうございました。

司会を事務局にお戻ししますので、よろしくお願いたします。

【司会 田口】

徳永座長、大変ありがとうございました。

閉会に当たりまして、東北運輸局中屋敷自動車交通部長よりご挨拶申し上げます。

◎閉会の挨拶

【中屋敷自動車交通部長】

東北運輸局自動車交通部長の中屋敷でございます。本日は急遽、尾関局長の代理で出席させていただきますいております。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、ご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の会議で今年度の対象集団、それからパイロット事業についてご提示させていただきました。パイロット事業をお引き受けいただきました事業者の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、取引環境改善に向けまして非常に重要な事業であるということで、ぜひご協力をお願い申し上げます。

また、先ほど事務局よりご提示させていただきましたスケジュールによりまして、しっかりと課題の抽出を行いまして、課題解決に向けたパイロット事業を進め、次回の協議会においてご報告させていただきたいと考えてございます。

次回開催までの間に、これらの事業をしっかりと進めてまいりますので、引き続き皆様方の

ご指導をよろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

【司会 田口】

本日は、皆様お忙しい中、長時間にわたり会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。また、本日いただきました貴重なご意見等につきましては、中央協議会に報告するとともに、パイロット事業に反映させていただきます。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。